

第7期鯖江市障がい福祉計画 第3期鯖江市障がい児福祉計画

令和6年度～令和8年度

**令和6年3月
鯖江市**

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間について	1

第2章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について

1 分析および評価	2
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	2
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	2
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	3
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	3
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	6
(6) 相談支援体制の充実・強化等	6
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	7

第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

1 国の基本指針	8
2 成果目標の設定	8
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	8
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	9
(3) 地域生活支援の充実	10
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	10
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	12
(6) 相談支援体制の充実・強化等	12
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	13
3 目標達成のための活動指針等	13
(1) 障害福祉サービスの見込量と今後の方策	14
(2) 精神障害福祉サービスの見込量と今後の方	20
(3) 地域生活支援事業の見込量と今後の方策	21
(3) 児童福祉法に基づく障がい児支援	26

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理	30
-----------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は、障害者総合支援法による、障害福祉サービスの種類ごとの具体的な実施内容、必要な見込量、その確保のための方策等を3年ごとに定めるものです。令和5年度末で第6期障がい福祉計画の改定時期になっており、第6期に盛り込んだ目標および基盤整備を評価し、第7期を策定します。また、児童福祉法に定める障がい児福祉計画の改定も行うため、本市では障がい福祉計画と一体のものとして策定します。

市では障害者基本法に基づき、障がいのある方の生活全般に関する施策についての基本事項を定める第5次鯖江市障がい者計画を令和4年3月に策定しており、整合性を図りながら本計画を策定します。

2 計画期間について

第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3か年計画とします。

年度 計画	H18～20	H21～23	H24～26	H27～29	H30～R2	R3～5	R6～8
鯖江市 障がい福祉 計画	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
鯖江市 障がい児福祉 計画					第1期	第2期	第3期
鯖江市 障がい者計画	第1次	第2次 (H19～H23)	第3次 (H24～H28)	第4次 (H29～R3)	第5次 (R4～R8)		

第2章 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画について

1 分析および評価

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈国の基本指針〉

- ① 令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。
- ② 令和5年度末時点の施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減する。

項目	目標値	実績	摘要
令和元年度末の施設入所者数 (a)	—	116人	
令和5年度末の施設入所者数 (b)	125人	124人	見込み数
① 令和元年度末から令和5年度末までの地域生活移行者数 (c)	3人 (2.4%)	0人	令和元年度末の施設入所者数からの地域移行は0人 (移行割合 c/a)
② 令和5年度末の施設入所者削減見込み数 (d)	2人 (1.6%)	△8人	令和元年度末の施設入所者数から8人増加した (削減割合 d/a)

本市の令和元年度末の施設入所者数は116人で、令和5年度末までに地域移行する目標数は3人に対して0人、入所者数は8人の増となっており、目標達成は厳しい状況にあります。

主な要因は入所者や入所者家族の高齢化、入所者の障がいの重度化により地域移行の対象者になりにくいくこと、入所希望者の増加により地域生活への移行者が少ないと、地域移行への条件整備が整わないことなどがありました。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈国の基本指針〉

- ① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均日数
- ② 精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)
- ③ 精神病床における早期退院率(入院後3ヶ月時点、入院後6ヶ月時点、入院後1年時点)

県は精神病床入院中の地域移行について下記のとおり目標設定をしました。実績については、県の報告によるものとします。

① 精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 [県が目標設定]

項目	目標値	実績
平均生活日数	316 日	331 日

② 精神病床における 1 年以上長期入院患者数 (65 歳以上、 65 歳未満) [県が目標設定]

項目	目標値	実績
65 歳以上	542 人	442 人
65 歳未満	308 人	189 人

③ 精神病床における早期退院率 [県が目標設定]

項目	目標値	実績
入院後 3 か月時点の退院率	69 % 以上	県の報告による
入院後 6 か月時点の退院率	86 % 以上	同上
入院後 1 年時点の退院率	92 % 以上	同上

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

〈 国の基本指針 〉

各市町又は各圏域に 1 つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつその機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証および検討する。

項目	目標値	実績
地域生活支援拠点等の確保	1 か所	1 か所
機能の充実に向けた検証および検討の実施回数	年 1 回以上	年 1 回

市では平成 29 年度に多機能的な地域生活支援拠点（多機能拠点整備型）として 1 か所整備し、長期入院者・施設入所者に対する地域移行の相談支援や緊急時の受入れ、体験・交流の場また発達障がいの相談支援事業所として多機能的な体制としています。また、機能の充実に向けた検証を定期的に行い、障がい者の高齢化や重度化による利用者の支援についても地域の理解や資源を活用しながら体制を整えていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

〈 国の基本指針 〉

- ① 福祉施設利用者から一般就労への移行者数 令和元年度の 1.27 倍以上
- ② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数 令和元年度の 1.3 倍以上
- ③ 就労継続支援 A 型事業から一般就労への移行者数 令和元年度の 1.26 倍以上
- ④ 就労継続支援 B 型事業から一般就労への移行者数 令和元年度の 1.23 倍以上
- ⑤ 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合
7 割

⑥ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率8割以上の事業所の割合 全体の7割以上

① 福祉施設利用者から一般就労への移行者数（全体）

項目	目標値	実績	摘要
令和元年度	—	10人	令和元年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和5年度末	14人	12人 (1.20倍)	令和5年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の見込み数（目標値） 令和元年度の1.27倍以上

② 就労移行支援事業から一般就労への移行者数

項目	目標値	実績	摘要
令和元年度	—	6人	令和元年度末に就労移行支援事業を利用した者の数
令和5年度末	8人	5人 (0.83倍)	令和5年度末に就労移行支援事業を利用した者の見込み数（目標値） 令和元年度の1.3倍以上

③ 就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数

項目	目標値	実績	摘要
令和元年度	—	1人	令和元年度末に就労継続支援A型事業を利用した者の数
令和5年度末	7人	2人 (2倍)	令和5年度末に就労継続支援A型事業を利用した者の見込み数（目標値） 令和元年度の1.26倍以上

④ 就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数

項目	目標値	実績	摘要
令和元年度	—	1人	令和元年度末に就労継続支援B型事業を利用した者の数
令和5年度末	2人	2人 (2倍)	令和5年度末に就労継続支援B型事業を利用した者の見込み数（目標値） 令和元年度の1.23倍以上

⑤ 就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者の中、就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	実績	摘要
令和元年度	—	1人	令和元年度末に就労定着支援事業を利用した者の数
令和5年度末	1人	4人	令和5年度末に就労定着支援事業を利用した者の見込み数（目標値）

福祉施設利用者から一般就労への移行者数は、令和元年度よりも人数は増えましたが、目

標値には届きませんでした。今後も社会情勢に応じながら、丹南自立支援協議会の活用や県・関係機関との連携を行い、一般就労への移行を支援していきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

〈国の基本指針〉

- ① 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- ② 令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築する。
- ③ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に少なくとも1か所確保する。
- ④ 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保する。
- ⑤ 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。
- ⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

項目	目標値	実績	摘要
① 令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所	1か所	圏域での設置
② 令和5年度末時点の保育所等訪問支援事業所の設置数	1か所	4か所	うち3か所は圏域での設置
③ 令和5年度末時点の児童発達支援事業所（主に重心対象）の設置数	1か所	0か所	
④ 令和5年度末時点の放課後等デイサービス事業所（主に重心対象）の設置数	1か所	1か所	
⑤ 令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	1か所	2か所	うち1か所は圏域での設置
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数	3人	4人	

圏域での設置を含めますと概ね目標を達成しましたが、市内だけで見ると不足している項目があります。また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置目標には至りませんでした。重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、設置の確保に努めます。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場として、丹南地区自立支援協議会の専門部会において研修会等を開催しました。また、市内での連携強化を図るため、医療的ケア児コーディネーターと市内関係機関と連絡会を開催しました。引き続き、医療的ケア児支援の体制強化を図ります。

(6) 相談支援体制の充実・強化等【新】

〈国の基本指針〉

令和5年度末までに、各市町村または各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	目標	実績
相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保	体制の確保 ※基幹相談支援センターは設置済	体制の確保

目標の達成に向けた活動指標

項目	目標	実績	摘要
地域の相談支援事業者との情報交換や課題共有の取組みの年間実施回数	6回以上	10回	基幹相談支援センターと委託相談支援事業所との連絡会等の開催により、現状把握、問題点の整理を行う
地域の相談支援事業者の人材育成・連携強化の取組みの年間実施回数	10回	15回	丹南自立支援協議会および市内相談支援事業者等連絡会の開催

相談支援体制の確保については、丹南地区自立支援協議会で意見交換や方策を検討しているほか、市内にある相談支援事業所が定期的に集まり、情報共有や課題について検討を行い、解決にむけて協議しました。

また、保健、医療、福祉、保育、教育、地域の民生委員等との連携も強化し、多職種が協働して支援を行いました。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築【新】

〈国の基本指針〉

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制を構築する。

項目	目標	実績
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	体制の構築	体制の構築 検証の実施

目標の達成に向けた活動指標

項目	目標	実績	摘要
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加	随時	随時	県等が実施する研修その他機関の研修への市職員の参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	随時	随時	報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起や加算関係の情報共有

福井県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他機関の研修へ参加し、質の向上を図り、適切な障害福祉サービスを提供するための人材育成を実施しました。

また、国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーとなった内容の分析結果等を市や事業者と共有できる体制の構築を検討するほか、障害福祉サービスの提供にあたり、適正なサービス等利用計画書が作成され、適正な給付がなされているかを市で確認し、検証する体制を構築しました。

第3章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画について

1 国の基本指針について

障がい者施策の動向等を踏まえ、国は第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画を作成するにあたっての「障害者福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を示しました。国の示す第7期障がい福祉計画および第3期障がい児福祉計画の基本理念は以下のとおりです。

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない、一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組

2 成果目標の設定

第6期鯖江市障がい福祉計画では、福祉施設入所者の地域生活移行や福祉施設から一般就労への移行など、目標の達成に至りませんでした。これらの課題に対応するため、今回改正された国「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえて第7期鯖江市障がい福祉計画および第3期鯖江市障がい児福祉計画における成果目標を設定します。その際には、現行の障害福祉サービス等の利用状況や過去からの伸び率、就労状況等本県・本市の実情を勘案するとともに第5次鯖江市障がい者計画を策定するためのアンケート調査結果（表1）を参考に設定しました。

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

〈国の基本指針〉

- ①令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行する。
- ②令和4年度末時点の施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減する。

項目	目標値	摘要
令和4年度末の施設入所者数 (a)	128人	
令和8年度末の施設入所者数 (b)	133人	見込み数
① 令和4年度末から令和8年度末までの地域生活移行者数 (c)	3人 (2.4%)	令和4年度末の施設入所者数の2.4%以上 (移行割合 c/a)
② 令和8年度末の施設入所者削減見込み数 (d)	2人 (1.6%)	令和4年度末の施設入所者数から1.6%以上 (削減割合 d/a)

国は障がい者の自立支援の観点から福祉施設の入所者の地域生活への移行を進めています。しかし、第6期障がい福祉計画の実績では地域生活移行者は0人で、厳しい結果となりました。第7期では、国の目標の6%地域移行に対し、本市は2.4%の3人に定めました。施設入所者数についても、障がい者自身の高齢化と介護する家族の高齢化を考慮し、1.6%削減の2人とします。

施設入所者においては、重度化や高齢化が進んでおり、施設からの地域移行は地域で生活する基盤の整備が求められています。今後は、地域生活支援拠点の機能を生かした支援の充実、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図りながら地域移行を進めています。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈国の基本指針〉

- ①精神障害者的精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ②精神病床における1年以上長期入院患者数
- ③精神病床における早期退院率(3カ月後：68.9%以上、6カ月後：84.5%以上、1年後91.0%以上)

①精神障害者的精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 [県が目標設定]

項目	目標値
平均生活日数	332日

②精神病床における1年以上入院患者数 [県が目標設定]

項目	目標値
入院患者数	65歳以上
	65歳未満

③精神病床における早期退院率 [県が目標設定]

項目	目標値
3カ月後	69.0%以上
6カ月後	84.5%以上
1年後	91.0%以上

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域移行支援事業者による努力だけでは限界があり、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会を構築していく必要があります。

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者にも対応した保健、医療、福祉関係者による協議の場を活用し、県とも連携しながら進めていきます。

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

〈国の基本指針〉

- ①各市町又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつその機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証および検討する。
- ②【新規】強度行動障害を有する者に関し、各市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める

項目	目標値	摘要
地域生活支援拠点等の確保	1か所	設置済
地域生活支援拠点等機能の充実に向けた検証および検討の実施回数	年1回以上	
強度行動障害を有する者に関し支援体制の構築	体制の構築	

市では平成29年度より発達障がい相談支援事業所としての機能を併せもつ地域生活支援拠点（多機能拠点整備型）を整備しています。今後、地域の体験宿泊先や緊急受け入れ先の充実を図るため、現在の多機能拠点整備型から面向的整備型への移行を検討します。また、強度行動障がい者に関するニーズ把握や、支援体制の構築を図ります。

障がいのある方が地域で暮らすために、地域実情に応じた整備と生活を地域全体で支えるサービス提供体制を整えていくことが必要になります。これらの検証や話し合いを重ね、行政や福祉事業所、保健医療機関などの多職種と連携を図ります。

（4）福祉施設から一般就労への移行等

〈国の基本指針〉

- ①福祉施設利用者から一般就労への移行者数 令和3年度の1.28倍以上
- ②【新規】就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所： 就労移行支援事業所の5割以上
- ③就労定着支援事業の利用者数 令和3年度の1.41倍以上
- ④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業の割合：2割5分以上

①福祉施設利用者から一般就労への移行者数（全体）

項目	目標値	摘要
令和3年度末	6人	令和3年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
令和8年度末	8人	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の見込み数（目標値） 令和3年度の1.28倍以上

②就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所
【新規】

項目	目標値	摘要
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	2割5分	

③就労定着支援事業の利用者数

項目	目標値	摘要
令和3年度末	4人	令和3年度末に就労定着支援事業を利用した者の数
令和8年度末	6人	令和8年度末に就労定着支援事業を利用した者の見込み数（目標値） 令和3年度の1.41倍以上

④就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業の割合

項目	目標値	摘要
就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業の割合	2割5分	

市内では就労支援事業所、就労移行支援事業利用者とも増えています。第6期計画では、就労移行支援事業から一般就労への移行者数は目標値に達しませんでした。この結果を受けて、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所については2割5分以上を目標とします。

引き続き、丹南自立支援協議会の活用や県・関係機関と連携し、一般就労への移行を支援していきます。また、福祉施設から一般就労への移行等のみならず、離職者や特別支援学校卒業者に対する就職の支援、障害者に対して一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図ること等障害者雇用全体の取り組みを進めていきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

〈国の基本指針〉

- ①児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1か所以上設置する。
- ②全市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制を構築する。
- ③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等 各市町村又は圏域に1か所以上

項目	目標値	摘要
①令和5年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所	設置済
②全市町村において障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制を構築する。	体制の構築	
③重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等 各市町村又は圏域に1か所以上	1か所	

障がいのある児童や気がかりな児童について地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築に努めます。

また、市には重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所がありません。重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、設置の確保に努めます。

丹南地区自立支援協議会および市内の児童支援関係機関において医療的ケア児支援のための関係機関による研修会や連絡会を開催しています。保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図りつつ、引き続き、県や市内の児童支援関係機関で支援の在り方等、連携しながら協議の場の設置に努めます。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

〈国の基本指針〉

- ①令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置する
- ②【新規】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う

項目	目標
基幹相談支援センターを設置する	設置済
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善を行う	事例検討会を4回以上開催

目標の達成に向けた活動指標

項目	数値	摘要
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言回数	6回以上	基幹相談支援センターと相談支援事業所との連絡会等で専門的な指導・助言を行う
地域の相談支援事業者的人材育成・連携強化の取組みの年間実施回数	4回	丹南自立支援協議会および市内相談支援事業者等連絡会の開催

相談支援体制の確保については、丹南地区自立支援協議会で意見交換や方策を検討しているほか、市内にある相談支援事業所が定期的に集まり、情報共有や課題について検討を行っています。相談支援専門員は不足していることから、新規での計画相談支援を担うことが難しくなってきています。相談支援体制確保のため、相談支援事業所数の拡充や専門的な人材の育成等を図ります。

また、協議会で個別事例の検討を通じ、地域サービスのニーズを把握したうえで、必要なサービスの開発・改善に努めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

〈国の基本指針〉

各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築する。

項目	目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築	体制の構築

目標の達成に向けた活動指標

項目	数値	摘要
障害福祉サービス等に係る各種研修への参加	随時	県等が実施する研修その他機関の研修への市職員の参加
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	随時	報酬請求エラーの多い項目についての注意喚起や加算関係の情報共有

福井県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他機関の研修へ参加することにより、質の向上を図り、適切な障害福祉サービスを提供するための人材育成を図ります。

また、国民健康保険団体連合会（国保連）における審査でエラーとなつた内容の分析結果等を市や事業者と共有できる体制の構築を検討するほか、障害福祉サービスの提供にあたり、適正なサービス等利用計画書が作成され、適正な給付がなされているかを市で確認し、検証する体制の構築を検討します。

3 目標達成のための活動指標等

目標の達成に向けて、各サービスの必要な量の見込みと確保のための方策を定めて障害福祉サービス等および障害児通所支援等の提供体制の計画的な整備を図ります。障害福祉サービスにおいて本市では表2のとおりの各種事業を実施しています。

(1) 障害福祉サービスの見込量と今後の方策

サービスの種類と名称

種類	サービスの名称			
障害福祉 サービス	介護給付	訪問系サービス	居宅介護	
			重度訪問介護	
			同行援護	
			行動援護	
			重度障害者等包括支援	
	日中活動系サービス		生活介護	
			療養介護	
			短期入所(福祉型・医療型)	
	居住系サービス		施設入所支援	
	訓練等給付	居住系サービス	共同生活援助(グループホーム)	
			自立生活援助	
		日中活動系サービス	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	
			就労施行支援	
			就労継続支援(A型・B型)	
			就労定着支援	
	地域相談支援		計画相談支援	
			地域移行支援	
			地域定着支援	
	補装具		補装具	

○表2 障害福祉サービスの内容

区分		対象者	内容
介護給付	訪問系	居宅介護	障がい者・児 (障害支援区分1以上)
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者または精神障害者で常に介護を必要とする人(障害支援区分4以上)
		同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障がい者
		行動援護	知的障害や精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護を必要とする障がい者・児(障害支援区分3以上)

区分		対象者	内容
	重度障害者等 包括支援	介護度が非常に高く（障害支援区分6）、意思疎通に著しい困難があり、 ①四肢のすべての麻痺等により寝たきり状態にあって、ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者・児 ②最重度の知的障がい者・児 ③強度行動障害のある重度・最重度の知的障がい者・児	居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。
日中活動系	生活介護	常に介護を必要とし、 ①49歳以下の場合は、障害支援区分3以上（施設入所は区分4以上）の人 ②50歳以上の場合は、障害支援区分2以上（施設入所は区分3以上）の人	常に介護を必要とする人に日中、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創意的活動または生産活動の機会を提供する。
	療養介護	医療と常時介護を必要とし、 ①ALS患者など、呼吸管理を行っている障害支援区分6の人 ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で、障害支援区分5以上の人	医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行う。
	短期入所	障がい者・児 (障害支援区分1以上)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
居住系	施設入所支援	①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人（50歳以上の場合は区分3以上） ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
	共同生活援助	就労または就労継続支援等の中活動の場を利用している人で、地域で自立した日常生活を営むうえで、相談等の日常生活上の援助が必要な人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
訓練等給付	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していった障がい者で一人暮らしを希望する人	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしをした方に一定期間、定期的な巡回訪問等の支援を行う。

区分		対象者	内容
日中活動系	自立訓練 (機能訓練)	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復等の支援が必要な人</p> <p>②支援学校を卒業し、地域生活を営むうえで、身体機能の維持・回復等の支援が必要な人</p>	地域生活を営むうえで必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るために、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行う（利用者ごとに18か月以内の利用期間を設定）。
	自立訓練 (生活訓練)	<p>①入所施設や医療機関を退所・退院した人で、地域生活への移行を図るうえで、生活能力の維持・向上等の支援が必要な人</p> <p>②支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営むうえで、生活能力維持・向上等の支援が必要な人</p>	地域生活を営むうえで必要となる生活能力の維持・向上を図るために、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を行う（利用者ごとに24か月以内、長期入所者の場合は36か月以内の利用期間を設定）。
	就労移行支援	一般就労等（企業等への就労、在宅での就労・起業）を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあった職場への就労等が見込まれる65歳未満の人	一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行う（利用者ごとに24か月以内の利用期間を設定）。
	就労継続支援 (A型)	<p>就労機会の提供を通じて、生産活動に関する知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な次のような人（利用開始時に65歳未満）</p> <p>①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>②支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人</p> <p>③就労経験のある人で、現在雇用関係がない人</p>	通所により、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた必要な支援・指導等を行う。

区分		対象者	内容
		就労継続支援 (B型)	就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される次のような人 ①企業等や就労継続支援(A型)での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援(A型)の雇用に結びつかなかった人 ③50歳に達している人 ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援(A型)の利用が困難と判断された人
訓練等給付	日中活動系	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人
その他	相談支援	計画相談支援	①障害福祉サービスまたは地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用するすべての障がい者 ②障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい児
		地域移行支援	①障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がい者 ②精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者
	地域定着支援	居宅において単身または同居している家族による支援を受けられない障がい者	対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の必要な支援を行う。

区分		対象者	内容
補装具	補装具費の支給	補装具費を必要とする身体障がい者	身体に装着（装用）することで、身体機能を補完・代替し日常生活や就学・就労に長期間にわたって継続して使用される補装具（義肢、車いす等）の購入費、修理費の給付もしくは貸与を行う。

①訪問系サービス

[課題と方策]

- ・居宅介護の利用状況は全体としては減少傾向ですが、精神障がいの人への家事支援は増加傾向にあり、家庭や生活環境の変化に伴ってニーズの多様化が見られます。障がいがある人の在宅生活を支援するためには、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの拡充が重要となります。特に医療的ケアを必要とする人については、保健医療や福祉などの関係機関と連携が取れる体制の構築が必要です。
- ・居宅介護事業所は市内に9か所、重度訪問介護事業所8か所、同行援護事業所1か所、行動援護事業所は1か所ありますが、重度障害者等包括支援事業所はありません。また、同行援護や行動援護を希望する人に対し、対応できる事業所が少ないという声もあります。今後重度の障がいがある人に対し、安定したサービスを確保するため、既存事業者の拡大や新規事業者の参入を促すとともに、ホームヘルパー等の担い手の育成を事業者に働きかけます。

[実績と必要量]

(各年度3月末)

種類	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
居宅介護	1,257 時間／月	1,228 時間／月	1,123 時間／月	1,130 時間／月	1,135 時間／月	1,140 時間／月
	77 人	82 人	72 人	75 人	78 人	80 人
重度訪問介護	229 時間／月	1,202 時間／月	1,107 時間／月	1,110 時間／月	1,110 時間／月	1,200 時間／月
	4 人	5 人	4 人	4 人	4 人	5 人
同行援護	43 時間／月	50 時間／月	32 時間／月	40 時間／月	45 時間／月	50 時間／月
	6 人	6 人	4 人	5 人	6 人	7 人
行動援護	9 時間／月	0 時間／月	0 時間／月	10 時間／月	10 時間／月	10 時間／月
	2 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人
重度障害者等包括支援	0 時間／月					
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

②日中活動系サービス

[課題と方策]

- ・日中活動系サービスは多様な形でサービスの提供があります。障がい者や介護者の高齢化により、今後も一層のサービスの確保が必要と考えられます。

- ・市内に、医療型の入所施設や児童の受け入れ施設がないことが課題です。医療依存度が高い障がい児・者や介護者が、地域で安心して生活できるよう整備が必要です。県や福祉サービス事業所等との連携や、丹南地区自立支援協議会の活用により、整備に努めています。
- ・就労関係では、市内の就労移行支援事業所は5か所、A型就労継続支援事業所は10か所、B型就労継続支援事業所は11か所あり、就労継続支援事業の利用者数は年々増加傾向です。また、就労支援事業所も第6期期間中（令和3年度から令和5年度）にA型およびB型事業所合わせて4カ所開設しました。市内一円に事業所があれば通所もしやすく、事業所選択の幅が広がります。障がい者の生活向上のためにも継続して就労支援を行っていきます。

[実績と必要量]

(各年度3月末)

種類	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
生活介護	4,280人日分／月	4,452人日分／月	4,111人日分／月	4,150人日分／月	4,180人日分／月	4,200人日分／月
	227人	237人	236人	242人	245人	250人
療養介護	15人	13人	13人	13人	14人	14人
短期入所 (福祉型)	114人日分／月	141人日分／月	183人日分／月	190人日分／月	200人日分／月	210人日分／月
	42人	35人	48人	55人	60人	65人
短期入所 (医療型)	3人日分／月	4人日分／月	2人日分／月	2人日分／月	5人日分／月	5人日分／月
	4人	3人	2人	3人	3人	3人
自立訓練 (機能訓練)	0人日分／月	0人日分／月	15人日分／月	15人日分／月	15人日分／月	15人日分／月
	0人	0人	1人	1人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	175人日分／月	175人日分／月	108人日分／月	120人日分／月	120人日分／月	120人日分／月
	22人	13人	11人	13人	13人	13人
就労移行支援	259人日分／月	216人日分／月	305人日分／月	315人日分／月	320人日分／月	325人日分／月
	27人	27人	24人	26人	28人	30人
就労継続支援 (A型)	2,572人日分／月	2,706人日分／月	3,100人日分／月	3,150人日分／月	3,200人日分／月	3,250人日分／月
	141人	148人	165人	170人	175人	180人
就労継続支援 (B型)	3,778人日分／月	3,813人日分／月	4,319人日分／月	4,400人日分／月	4,500人日分／月	4,600人日分／月
	234人	239人	243人	250人	260人	270人
就労定着支援	—	—	1人	2人	4人	6人

③居住系サービス

[課題と方策]

- ・市内に共同生活援助事業所は9か所、施設入所支援事業所は2か所あります。施設入所については、地域移行の推進により減少を期待しますが、実際は障がい者の重度化や高齢化により増加傾向にあります。
- ・共同生活援助は、地域移行の推進により圏域では事業所が増え、合わせて利用者も増加しています。今後も継続して地域移行を進めるために、共同生活援助の整備に努めます。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

種類	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
施設入所支援	127人	131人	130人	131人	132人	133人
共同生活援助	77人	75人	77人	80人	82人	85人
自立生活援助	—	—	—	1人	1人	1人

④相談支援

〔課題と方策〕

- ・市の指定特定相談支援事業所は10事業所ありますが、今後相談支援のサービス需要が高まることが想定されるため、サービス利用対象者の状況把握に努め、その利用見込みを踏まえて指定特定相談支援事業所の確保を図ることが必要です。また、質の高い相談支援サービスが提供されるよう、丹南地区自立支援協議会における協議や研修体制の充実を図ります。
- ・障がい者の特性に応じた支援を行えるよう鯖江市障害者等基幹相談支援センターを中心に相談支援の機能強化を図るとともに地域移行支援や地域定着支援については県や医療機関、障害福祉サービス事業所等と連携し、施設入所者等が地域移行できるよう支援します。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

種類	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
計画相談支援	693人	710人	720人	730人	740人	750人
地域移行支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人

(2) 精神障害福祉サービスの見込量と今後の方策

〔課題と方策〕

- ・精神障がい者が地域で安心して生活できるよう、共同生活援助の整備に努めるほか、就労支援についても県や医療機関、障害福祉サービス事業所等と連携し支援します。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

種類	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
地域移行支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人
地域定着支援	0人	0人	0人	1人	1人	1人
共同生活援助	21人	23人	25人	26人	27人	28人
自立生活援助	0人	0人	0人	1人	1人	1人
自立訓練 (生活訓練)	12人	11人	8人	9人	9人	10人

(3) 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

障害福祉サービスとは別に、地域や利用者の実情に応じて市が実施する事業として地域生活支援事業があります。本市では表3のとおりの各種事業を実施しています。

今後も、地域の実情に応じて、随時、事業内容の見直しを行っていきます。

サービスの種類と名称

事業名		
必須事業	理解促進研修・啓発事業	
	自発的活動支援事業	
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	
	住居入居等支援事業	
	成年後見制度利用支援事業	
	成年後見制度法人後見支援事業	
	意思疎通支援事業	
	日常生活用具給付等事業	
	手話奉仕員養成研修事業	
	移動支援事業	
地域活動支援センター機能強化事業		
任意事業	日常生活支援	福祉ホームの運営
		訪問入浴サービス
		生活訓練等
		日中一時支援
		地域移行のための安心生活支援
		巡回支援専門員整備
		相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保
		協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援
	社会参加支援	児童発達支援センター等の機能強化等
		レクリエーション活動等支援
		芸術文化活動振興
		点字・声の広報等発行
		奉仕員養成研修
		複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進
	就業・就労支援	家庭・教育・福祉連携推進事業
		盲人ホームの運営
		知的障害者職親委託
		雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

○表3 地域生活支援事業の実施内容

区分	対象者	内容
理解促進研修・啓発事業	市民	障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的とし、イベントや出前講座開催、広報活動等により市民に対して障がい者への理解を深める
相談支援事業	障がい者	福祉に関する諸般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援、権利擁護援助、専門ケースへの関係機関との連絡調整を行う 基幹相談支援センターの地域における中核的な役割を果たす
成年後見制度利用支援事業	知的障害や精神障害があり、福祉サービス利用の契約等が困難な人	成年後見制度について、成年後見、保佐、補助の開始審判の市長申立および必要となる費用等を助成
意志疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により意思疎通に支障がある障がい者	聴覚、言語機能、音声機能その他障がいを対象とし、手話通訳・要約筆記等の方法により意思疎通を仲介
日常生活用具給付等事業	在宅で生活している重度障がい者	重度障がい者に自立支援用具等を給付または貸与
手話奉仕員養成研修事業	市民	聴覚障がいのある人の日常生活や社会生活の支援のため、日常会話程度の手話ができる手話奉仕員の養成研修を実施
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者	自立支援給付の対象とならないケースでの外出時の円滑な移動の支援
地域活動支援センター機能強化事業	地域で生活する障がい者	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設の機能強化 • 地域活動支援センターⅠ型 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉および地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とする。 • 地域活動支援センターⅡ型 地域において就労等が困難な在宅障がい者に機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。 • 地域活動支援センターⅢ型 (ア) 実施主体から委託を受ける場合には、地域の障害者のための支援対策として地域の障害者団体等が実施する通所による支援事業（以下「小規模作業所」という。）の実績が5年以上 (イ) 自立支援給付に基づく事業所に併設して実施

区分	対象者	内容
日中一時支援事業	障がいのある中・高校生の放課後活動や障がい者の日中活動の場が必要な人、および家族の就労支援や一時的な休息が必要な人	障がい者の日中の生活の場を提供し、介護者の負担の軽減を図る。
社会参加促進事業	障がい者	手話奉仕員等の養成、広報紙の点訳・音声テープの作成等

①理解促進研修・啓発事業

[課題と方策]

- 市民に対して、障がいがある人に対する理解を深めるためのイベントや研修等を行います。また、令和2年度に手話言語条例が制定されたことをきっかけに、今後、手話への理解促進のための出前講座も行なっていきます。

主な実施内容

福祉施策や手話の出前講座、障がい者施設のパネル展示、広報やホームページ掲載

[実績と実施の有無]

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

②相談支援事業

[課題と方策]

- 相談支援事業を効果的に実施するため、丹南地区自立支援協議会と連携し、質の高い相談支援サービスが提供されるように努めます。
- 基幹相談支援センターについて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援事業所等に対する指導や必要な情報提供、地域移行に向けた取組み等を行い、相談支援体制の充実を図ります。

[実績と必要量]

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
障害者相談支援事業	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支援センター (設置有無)	設置	設置	設置	設置	設置	設置
市町村相談支援機能強化事業 (実施有無)	有	有	有	有	有	有
丹南地区自立支援協議会 (実施有無)	有	有	有	有	有	有

③成年後見制度利用支援事業

[課題と方策]

- ・成年後見制度について、今後需要が高まることが想定され、さらなる周知が必要です。また、今後、市民後見人制度が始まることから、必要とする人が制度を利用できるよう、適切な情報提供と相談対応に努めます。

[実績と必要量]

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
成年後見制度利用支援事業	0人	0人	2人	2人	3人	3人

④意志疎通支援事業

[課題と方策]

- ・日中や突発的な派遣が必要な時など、手話通訳者派遣の調整が困難なときがあり、今後も継続的に養成講座を開催し、人員確保に努めます。
- ・遠隔手話通訳サービスも活用し、いつでも市の窓口対応ができるようさらなる利用拡大のための周知に努めます。

[実績と必要量]

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
手話通訳者・要約筆記者派遣事業(件数)	208	152	165	170	170	170
手話通訳者設置事業(実設置者数)	1	1	1	1	1	1

⑤日常生活用具給付等事業

[課題と方策]

- ・事業者と調整しながら、利用者一人ひとりの状況に合わせた適切な用具の給付に努めます。また、利用者のニーズに対応し、必要に応じて新たな用具の給付も検討します。

[実績と必要量]

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
介護・訓練支援用具(件)	4	10	6	6	6	6
自立生活支援用具(件)	10	14	10	10	10	10
在宅療養等支援用具(件)	5	5	10	10	10	10
情報・意思疎通支援用具(件)	11	9	17	15	15	15
排泄管理支援用具(件)	1,283	1,392	1,400	1,450	1,500	1,550
居宅生活動作補助用具(住宅改修件数)	1	2	3	3	3	3

⑥手話奉仕員養成研修事業

[課題と方策]

- ・聴覚障がいのある人の日常生活や社会生活の支援のため、日常会話程度の手話ができる手話奉仕員の養成研修を行います。

[実績と実施の有無]

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
手話奉仕員養成研修事業(人)	8	10	8	10	10	10

⑦移動支援事業

[課題と方策]

- 市内の移動支援事業所は 8 事業所あります。移動支援事業の利用者は横ばい状態です。今後も事業者や関係機関と連携し、制度の周知を図るとともにサービスの充実に努めます。

[実績と必要量]

(各年度3月末)

(上段:利用実人数、下段:利用延べ時間)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
移動支援事業	障がい者 56	66	50	55	55	55
	4,685	4,770	4,750	4,800	4,800	4,800
	障がい児 1	1	2	2	2	2
	53	41	50	50	50	50

⑧地域活動支援センター機能強化事業

[課題と方策]

- 市では現在地域活動支援センター I 型の、1 か所となっています。また、月 1 回日曜日に「やすらぎ・まちなかサテライト」として市民ホールつつじにおいて開催しています。引き続き参加しやすい体制づくりに努めるとともに他の事業者や関係機関と連携を図りながら、制度の周知を行います

[実績と必要量]

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
地域活動支援センター利用 者数	59 人	57 人	60 人	60 人	60 人	60 人

⑨日中一時支援事業

[課題と方策]

- 市内の日中一時支援事業所は 7 事業所ありますが、医療的ケア児や重症心身障害児・者を受け入れる事業所が不足しています。県や事業所等と連携して受け入れ拡大に努めます。

[実績と必要量]

(各年度3月末)

(上段:利用実人数、下段:利用延べ日数)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
日中一時支援 事業	障がい者 33	35	37	40	40	40
	875	840	800	820	820	820
	障がい児 8	9	10	12	12	12
	196	190	180	190	190	190

⑩社会参加促進事業

[課題と方策]

- ・コロナ禍により休止していたスポーツ大会をレクレーションのつどいに変更し、多くの人に参加してもらうよう周知を図ります。

[実績と必要量]

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R8 見込
スポーツ大会開催等事業 (R6よりレクレーションの つどい)	0回	0回	0回	1回	1回	1回
点字・声の広報等発行事業	12回	12回	12回	12回	12回	12回
奉仕員養成研修事業(点訳) 〃(音訳)	2人 8人	3人 2人	3人 2人	2人 4人	2人 4人	2人 4人

(4) 児童福祉法に基づく障がい児支援

サービスの種類と名称

種類	サービスの名称	
障害児福祉サービス	障害児通所支援	児童発達支援
		医療型児童発達支援
		放課後等デイサービス
		保育所等訪問支援
	障害児訪問支援	居宅訪問型児童発達支援
	障害児相談支援	障害児支援利用援助
		継続障害児支援利用援助
	障害児入所支援	福祉型、医療型

※ 障害児入所支援については、福井県所管事業のため、本計画では目標値を設定しません。

○表4 児童福祉法に基づくサービスの内容

区分	対象者	内容
障害児通所支援	児童発達支援 障がい児	児童発達支援センター等の施設で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行う。
	医療型児童発達支援 上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援および治療を行う。

区分	対象者	内容
障害児相談支援	放課後等デイサービス	就学している障がい児 授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行う。
	保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う障がい児 保育所等の施設を訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により、外出が著しく困難な障がい児 児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練などを行う。
障害児入所支援	障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援）を利用するすべての障がい児	障害児支援利用援助は障がい児の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成等を行う。 継続障害児支援利用援助は障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い利用計画の変更等を行う。
障害児入所支援	障害児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院する障がい児	施設等に入所し、または入院する障がい児に対し保護、日常生活の指導および知識技能の付与を行ったり、障害児入所施設に入所し、または指定医療機関に入院している障がい児のうち知的障害のある児童、肢体不自由のある児童または重症心身障害児に対し治療を行う。

※障害児入所支援（18歳未満）については、今までどおり県の児童相談所が支援を行います。

（1）内容と必要量

サービスの見込量は、それぞれの児童の環境やニーズに対応し、年度ごとの実績を基に利用者数の伸びを勘案し算出しています。また、児童の特性に適した質の高いサービスが提供されるように、相談支援員や福祉事業所とも連携しながらサービス内容を確認し、質の確保と向上を図ります。

①児童発達支援等

〔課題と方策〕

- ・未就学の障がい児に対し、通所による日常生活支援や療育を行います。市内で2か所、圏域で1か所開設されており、利用者が大幅に増え、今後の増加も見込まれます。しかし、医療型児童発達支援を行う事業所はないため、サービスを提供できる事業者の参入が課題となっています。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R7 見込
児童発達支援	87 人日／月	168 人日／月	226 人日／月	275 人日／月	280 人日／月	285 人日／月
	20 人	34 人	46 人	50 人	55 人	60 人
医療型児童発達支援	0 人日／月	0 人日／月	1 人日／月	1 人日／月	1 人日／月	1 人日／月
	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

②放課後等デイサービス

〔課題と方策〕

- 現在、市内の事業所は10か所あります。利用希望が多いことから事業所の確保を図ることが必要です。また、一層の質の向上について支援が必要です。丹南地区自立支援協議会を活用しながら県や関係機関と連携し、質の向上に努めます。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R7 見込
放課後等 デイサービス	893 人日／月	989 人日／月	1,180 人日／月	1,365 人日／月	1,400 人日／月	1,450 人日／月
	96 人	101 人	122 人	125 人	128 人	130 人

③保育所等訪問支援

〔課題と方策〕

- 保育所等訪問支援事業を実施する事業所が増えたことで、今後利用者の増加が見込まれます。
- 事業所と訪問先施設との連携体制の強化のためには、保護者の同意と了解のもとで、関係機関の情報共有が不可欠です。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R7 見込
保育所等訪問 支援	2 人日／月	9 人日／月	12 人日／月	13 人日／月	14 人日／月	15 人日／月
	2 人	13 人	15 人	16 人	17 人	18 人

① 居宅訪問型児童発達支援

〔課題と方策〕

- 重度の障害児等であって、障害児通所支援を利用するに外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の扶余等に支援を行います。現在利用者はいませんが、今後、利用希望者や相談支援事業所に対して制度の周知を図ります。

〔必要量〕

(各年度3月末)

事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R7 見込
居宅訪問型児童発達支援	0人日／月	0人日／月	0人日／月	1人日／月	1人日／月	1人日／月
	0人	0人	0人	1人	1人	1人

⑤障がい児相談支援

〔課題と方策〕

- ・児童の福祉事業所が市内および圏域に開設し、利用者が増加している中で相談支援専門員の確保が難しく、支援が追い付いていない現状があります。全ての利用希望者に対し、成長に応じた切れ目のない支援を継続する為にも、相談支援の充実が必要です。鯖江市障害者等基幹相談支援センターを中心に丹南地区自立支援協議会や関係機関と連携しながら一層の質の向上を図ります。

〔実績と必要量〕

(各年度3月末)

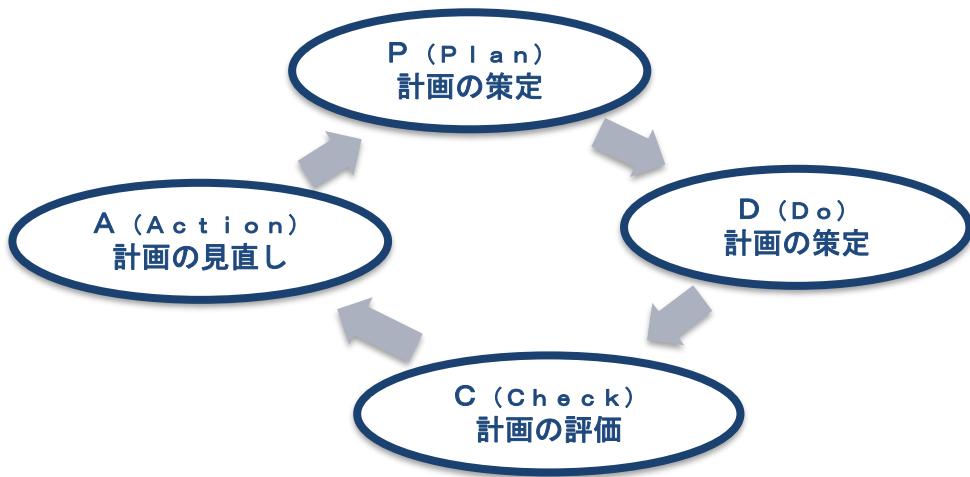
事業名	R3 実績	R4 実績	R5 見込	R6 見込	R7 見込	R7 見込
障がい児相談支援	114人	140人	161人	170人	175人	180人

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

計画の実効性を高めていくため、各種施策やサービス提供の状況等について、年1回、点検・評価し、次年度以降の施策・事業に反映していく、P D C A サイクルによる計画の進捗管理を進めます。

P D C A サイクル



【参考：第5次鯖江市障がい者計画策定予定におけるアンケート結果】

障がい者の生活実態、日常生活上の課題を把握するため、障がい者にアンケート調査を行いました。（令和3年1月実施：回収率60.2%：配布数1,000票、回収数602票・郵送により無作為抽出）市の障害福祉施策や障がい者計画に対する自由意見（表1・抜粋・一部改編）の中には障害福祉サービスや施設整備に対する意見がみられました。

○表1 アンケート調査結果

■障害福祉サービスについて

意 見
・うつ病を患っていて、対人恐怖がある。今後、B型就労を希望するが、情報が少ない。
・市への手続きの簡略化を考えてほしい。親がいつまでも手続きをしてあげられるとは限らないため、子どもに任せてもできるようにしてほしい。
・手続き全てが一つの窓口でスピード一に簡潔にできることを切望します。
・手術するにも、入院も、私が加わって説明する人が間にいなくては通じない。1ヵ月余り入院し、その間は紙に書いて多くの皆さんに助けて頂きました。免許証の切り替えや手続き、試験にも私が行き説明しました。その場所に1人でも意思疎通の補助が必要。
・子供が就学時に学童保育を断られたことがある。今は、放課後デイサービスを利用しているが、週2回のみで隣市まで通っている。今の放デイは気に入っているが、もう少し理解のある環境に変わってくれるといいなと思う。
・発達障害について、その子供を持つ親に対しての理解を深めてもらえるような施策をとってほしいと思う。
・発達障害の人に対する支援を手厚くしてほしい、ピアカウンセラーとして働く場所を行政が整えるとか能力高い人はたくさんいます。私はそういう仕事をしたいです。
・疾病により障害者4級となりました。私自身、家族の人生とは無縁なものと思っていたがこれを機に福祉施策を知ることができました。ありがとうございます。本当に必要とされている方々への拡充をお願いいたします。
・コンビニやガソリンスタンドなどで、緊急時の対応してもらえたらしいなと思います。「子供の110番の家」のシールを見ますが障害者も利用できる場所が欲しい。代わりに電話対応してくれる、困ったときに行く（警察を読んでもらう）など
・同行援護をしてくださる方が増えることを願っております。
・鯖江市内にサービスを受けられる施設がもっとあると良いなと思います。
・自分で声を上げられない者に対して、福祉を充実してほしい。日々の生活で精いっぱいで勇気を出して声を上げても改善されない。市民の声を直接伝えることが出来る窓口職員を目指してほしい。
・乳幼児から高齢者まで幅広い年齢層が各地域に暮らしている。地域生活支援拠点は各地域に必要ではないか。
・障がい者一人一人が様々な障がい悩みを抱えているので、それらに対してきちんと支援を受けられるのか心配です。

■施設について

意 見
・グループホームを作つてほしい。また、グループホームから今の作業所に通えるような体制にしてほしい。

- ・乳幼児の療育の充実をお願いしたい。専門的な支援が受けられれば…医師や理学療法士、言語聴覚士、作業療法士がいるようなところ。
- ・学生ですが、発達障害があります。
福井市の療育センターに通うのも大変ですが、ソーシャルスキルトレーニングを受けるため、福井市に通っています。下に兄弟もいてなかなか通うのが大変です。もう少し施設を増やす、または下の子を預かるのも簡単に利用できたらと思います。
- ・今は施設に入っているから、任せてあるので安心です。
- ・鯖江市内で専門的な発達障害児のフォローをしてくれる施設があるといいと思います。
- ・親亡き後、入所できる施設があるかどうかが一番心配です。知的と精神障害があり、理解ある施設に入れて頂けるのか、大きな不安を抱えています。
- ・自宅でも受講できるハローワークの職業訓練等の充実を希望します。家でなら働きたい、働く可能性がある人たちの手助けとして必要だと思います。
- ・就労移行支援事業所を利用したいが自家用車がないため通勤できません。
公共交通期間が少なく困っています。
- ・今、勤務しているところで急に能率が悪いから給料を下げると言われ、40%ほど下げられました。

■経済的支援について

- | 意　見 |
|---|
| ・高齢者が高齢になった親を介護する時代、施設に入所させる経済的金銭的面の不安が大きくなっています。 |
| ・精神障害 2 級なので重度障害者医療費助成制度認定として通院医療が免除されているので大変助かっていますが、普通に働くことができず、作業所に通所していて通所代を支払って、賃金もほとんどない状態で障害年金だけの生活です。
入院費も安くはなっていますが、全額まではいかなくとも入院医療の免除が多少なりともあって欲しいと願っています。 |
| ・精神的な病を患い、現在バイトで生計を立てています。障がい者手帳は持っていないが、持っていないでも経済的支援を受けられるようにしてほしいです。 |

■相談体制について

- | 意　見 |
|---|
| ・経済的にどうしていいか日々不安はあるのでいつでも相談できるような場が欲しい。 |
| ・相談支援専門員さんが少なく、お一人がたくさんのケースを抱えているので、人材の育成をお願いしたい。 |
| ・もっといろんな障害者の相談するところが増えたらいいと思います。 |
| ・深刻で重大な困り事があったときに、相談できる窓口がある事はすごくありがたいことだと思います。 |
| ・行政に頼る気はありません。結局何もしてくれないし、相談などしづらい環境で期待していません。 |
| ・相談窓口でのプライバシーに配慮が心配です。本人としては勇気を出して電話したり相談している気持ちを少しでもわかつてもらいたいです。 |

■相談体制について

意　見
・小、中、高の子供達の障害(発達)の相談に具体的なアドバイスができる専門な人(発達臨床心理士など)をたくさん市で確保し相談の場所、時間、回数を増やすことをしてほしい。
・行政の制度はわかりにくいのでどこに相談窓口があるのか広報してほしい。学校保健と行政(福祉相談窓口)と連携し障害者として認定されてない方の相談に乗ってあげて欲しい。
・どんな制度があるの全く分からない。どこに相談すればいいのかもわからない。情報をどこで集まらいいのかわかりません。
・「親亡き後を考える」というテーマで地域生活支援拠点事業の行事に参加したことがある。他の人の話も聞け、相談でき、少しが楽になった。そういった場をどんどん開いてほしい。

■社会参加について

意　見
・障がい児を対象としたイベントが少ない。周囲の人の理解がなく、地域の子供会にも入れてもらえない。
・交通手段の確保。 軽度の障害者が1人で施設、病院などを利用できるように配慮してほしい。
・学校に登校できるようにしてあげたいが、本人が行く気がない。行く場所を作つてあげて欲しい。
・鯖江の町(駅、バス、観光地等)鯖江全体に手話広がつて欲しい。当事者の声を聞いて欲しい(市役所だけで決めないで欲しい)。
・市内に特別支援学校がなく、障がいの内容によって学校が分かれており、市内の家庭と交流が持ちにくい気がします。市で交流の機会を作つていただけるといいなと思います。
・平素から行政と障害者との意見交換会を機会を実施すべきである。 鯖江市は早くからSDGsを推進しているので、障がいにとらわれず多様な人が用事がなくても行ける居場所があるとよいと思う。

■権利擁護について

意　見
・障害者の人権を無視した状態におかないこと。